

荒川流域における水塚

佐藤 甚次郎

佐々木 史郎

大羅 陽一

一、はしがき

水害が頻発する河川の流域住民は、居住空間の安全を確保するため、これに対応して特色ある住家・住居形態を形成する一方、河岸に堤防を築造して洪水を防ぎ、さらにはいくつかの集落および耕地を含めた一定地域を堤防で囲繞し、それが水防的共同体をなしてきた場合も多い。明治三〇年（一八九七）から開始された内務省の河川改修事業の進捗によって、それぞれの住居で水害対策を講ずる必要性は減じたものの、関東における利根川・中川・荒川といった河川の流域には、水防・避難のために形成された囲堤や水塚が少なからず存続しており、今なおその効用が現実性をもって意識されている例もみられる。

筆者の一人は、かつて利根川中流域の水塚について報告したが¹⁾、本稿は荒川中・下流域の水塚について調査したもので、さきに荒川流域における囲堤と水塚と題して概要を報告したものの一部である²⁾。なお、洪水の様相の地域的差異や囲堤の成立と水塚の形成および分布とは密接な関係をもつが、囲堤に関しては別稿にゆずり、本稿では

水塚を中心に述べることにする。

二、洪水頻発地としての荒川中・下流域と囲堤および水塚の形成

乱流・氾濫のくり返して文字通り「荒れ川」として知られた荒川が、ほぼ今日のような流路をとるようになったのは、寛永六〜一一年（一六二九〜三四）のいわゆる「荒川瀬替え」以降のことである。伊奈備前守忠次によって進められたこの河道改修事業は、それまで熊谷の南を通して東に流れていた荒川（現在の元荒川）を久下付くくだけ近から南に導き、和田川・吉野川の川筋へ流して入間川に繋いだものである。この流路は、かつて幾度か河道を変えた荒川の旧河道のうちの一つを利用しており、荒川の河床勾配は熊谷あたりで急遷し、新たに荒川本流となった流路はきわめて緩やかになっており、著しい蛇行をくり返しているが、これは流速を抑制する役割を果たしている。河幅を広くとるとともに、断続的に築造された河岸堤（水除け）は堤高を低く抑え、増水時に随所で溢流させることによって、流勢を緩和させることを主眼としており、また、支流の合流点付近には遊水池的な機能をもたせていた。すなわち、いわゆる「伊奈流（関東流）」として知られる方式が、この改修事業を特徴づけていた。

荒川の瀬替え以前にも、この入間川筋は洪水の災害の多い地域であった。鎌倉時代初期に書かれた鴨長明の『発心集』（第四）には「武州入間河洪水の事」という一節があり、河畔に堤防を築いて水を防ぎ、そのうちに田島および集落が存在しているところのあることや、洪水で家屋が流失する状況などが記述されている³。また、現在の埼玉県比企郡川島町にあたる地域では、文祿年間（一五六〇年頃）に既に小規模な囲堤が存在しており、荒川瀬替えに先立って慶長年中に伊奈忠次がこれを増築し、これ以後、川島領囲堤（カコイツツミ）の名が生じたことから、こ

表 1 荒川の改修および築堤等に関する年表

文禄年間 (1560頃)	川島領に小規模な囲堤存在。
元和年間 (1615—23)	伊奈備前守忠次, 川島領の囲堤を増築し, 大囲堤 8,872間を築く。
寛永6—11 (1629—34)	荒川瀬替え。
正保年間 (1644—48)	宗岡に佃堤 670 余間築造。
慶安年間 (1648—51)	川越藩主松平伊豆守信綱, 川島領大囲堤を補強・増築。
明暦・寛文 (1648—70)	横見郡吉見領の堤防決壊多し。
延宝2—4 (1674—76)	北吉見村代官中川が荒川新河道 300 間を掘鑿。吉見領一ツ木名主原作兵衛, 西堂囲堤を築造。
延宝 8 (1680)	入間川下流河道開鑿。
享保 8 (1723)	代官松平九郎左衛門, 市ノ川下流を直通させて排水の円滑化を図る。
享保10 (1725)	幕府, 河川奉行を設置。
享保20 (1735)	吉見領, 堤防 4,400 余間を築造。
安永 1 (1772)	以後, 川島領大囲堤の決壊多し。
寛政 2 (1790)	玉作・相上村の横土堤論争。横土堤修築。
享和 2 (1802)	比企・横見郡72カ村と北足立郡下川田谷 3 カ村とが新堤論争。
享和 3 (1803)	吉見領, 小ハツ林堤防 674 間を築造。
天保 4 (1820)	吉見領の玉作・相上横土堤の上置普請。吉見領の囲堤を高さ・幅 3 尺増築。
文政13 (1830)	川島領, 大囲堤の国役普請 (定式普請) を伊奈代官に訴えるが不採択。
弘化 2 (1845)	川越藩主松平齊典, 川島領惣囲堤の 3,400 間分を大修築
弘化 3 (1846)	市ノ川西岸堤防の高さをめぐり, 吉見領が川島領を訴える。川島領惣囲堤 6,268 間を修築。
明治29 (1896)	河川法制定。
明治30 (1897)	内務省の河川改修事業始まる。
明治44—大正13 (1911—24)	川口市より下流24km改修。新河岸川の新倉河岸より下流を開鑿して改修。
大正13—昭和12 (1911—37)	川口市より上流, 熊谷市大麻生までの60kmを改修。
大正14—昭和 5 (1925—30)	旧吉見領堤外地の江和井, 高尾新田, 上砂の堤防改修。

の地域がしばしば水害に見舞われていたことが窺われる⁽⁴⁾。しかし、洪水の脅威が深刻化するのは、この川筋の水量が増した瀬替え以降のことであると考えられる。

瀬替え以降の荒川の流域では、頻発する洪水に備えて、河岸堤のほか、数カ村ないし数十カ村からなる地域を圍繞する囲堤や、上流側での出水が下流側に及ぶのを防ぐ横堤の築造補強がくり返された。その主なものとしては、吉見領（現埼玉県比企郡吉見町の地域）の大囲堤（オオカコイツツミ）、西堂^{じやうどう}囲堤、玉作・相上^{あいはら}の横土堤、小八ッ林の横土堤、川島領の大囲堤、宗岡（現埼玉県志木市の一部）の佃堤（ツクダツツミ）などがあげられる。なお、ここでいう「領」という単位は、関東におけるその起源は単一でないが⁽⁵⁾、この地域では近世において水防的共同体としての性格を強く帯びたものであった。吉見領・川島領は、それぞれ現在の吉見町・川島町の範囲とほぼ一致するが、本稿では、水害と関連した単位地域として扱う場合は、「吉見領」・「川島領」とよぶことにする。

このような囲堤や横堤は、もとより堤高や強度の点で難があり、洪水への備えとしては充分な機能を果たしえなかった。のみならず、出水の際には排水の阻害という逆効果を生み、堤防沿いに排水不良・長期湛水の常習地が形成されるようになった。また一方、囲堤内は逆に用水不足をきたし、吉見領などでは、それを解決するため、西部に連なる比企丘陵の開析谷の溪口をせき止めて多数の溜池を設けているが、集中豪雨の際には、これらの溜池の水が溢れ出したり堰堤を決壊させたりして低地に流下し、「地水（ヂミズ）」とよばれる洪水をひき起こすことにもなった。

このように常に水害の危険にさらされていたため、住居によっては、宅地全体を地上げしたり住家の床を高くしたりするだけでは足りず、宅地の一隅に特別に高く土盛りを施して、家や食糧・家財の避難用の施設を構築するところもあった⁽⁶⁾。これがこの地域で「水塚（ミツカ）」とよばれているものである⁽⁷⁾。

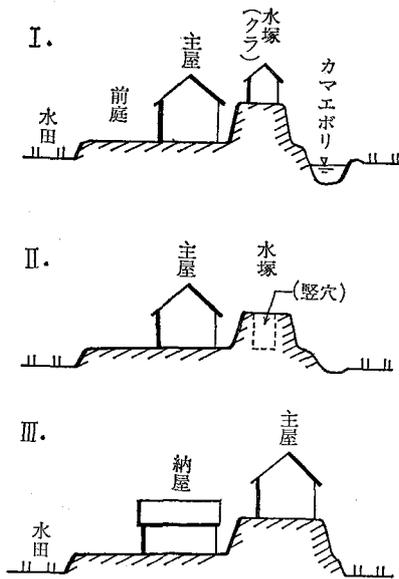


図1 水塚の種類

三、水塚と荒川流域におけるその諸類型

「水塚」という呼称は、利根川中流域の北川辺村でも使用されており、そこでは主屋の背後に一段高く土盛りして避難用の建物を設ける形式で、土盛り部分とその上の建物とをともに「水塚」とよんでいるが⁽³⁾、荒川流域では、そのような形式のほかに、土盛りのみで建物を伴わないものもあり、これも「水塚」とよんでいる。あるいは、この方が本来の語義に近いのではないかと考えられる。また、納屋や前庭の面より一段高く土盛りした上に主屋を設けた例もみられる。なお、水塚建物の外壁に柱材を露出させた比較的粗末な造り（ハシラダシ）のものと、柱材を塗り込めて大壁にした土蔵造りのものとを区別し、前者を「ミヅカ」、後者を「クラ」とよびならわしている場合もあるが、本稿ではともに「水塚」として扱うこととした。

ただし、土蔵造りのものについては、水防施設というより、単に土蔵の普遍的属性としての土盛り高の範囲を出ないとみなされるものは除外した。

荒川流域の水塚は、土盛りの形式とその上に建設された建物の種類とから、以下のような類型に分けることができる。

I型。主屋や前庭の面よりも一段高く土盛りを施して、物置・倉を設けたもので、最も一般的な型式であ

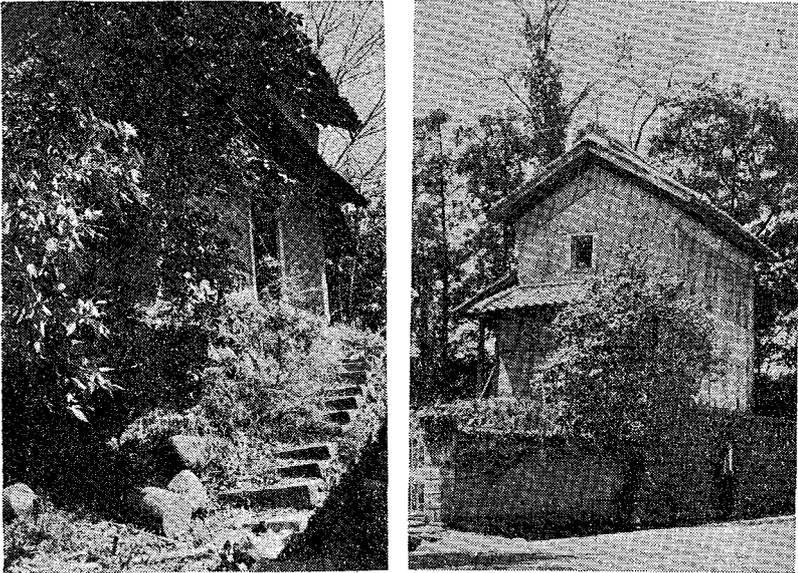


写真 1 I型の水塚 2例

(右：埼玉県比企郡吉見町荒子 1979. 4)

(左：同上 1979. 6)

右の水塚の土盛り高は宅地面より 170cm, 手前道路より 230cm。

左の水塚は宅地面より160cmで、右下に昇降用の階段が見える。

る (図1-1-1、写真1)。水田面から宅地面までの比高や出水時の水位等によって、水塚の土盛り高にはかなり差があるが(宅地面から六〇センチ〜二メートル以上)、ここでは特に細分類はおこなわない。なお特殊な例として、高水位の洪水に見舞われて旧来の水塚建物が浸水し、のちに土盛りの一部をかさ上げして建て増しをおこなったために、土盛りの頂部および建物の土台に段差ができているものもみられる。これは、大洪水の経験とそれへの対応姿勢が形態の上に直接具現化された例といえよう。

II型。土盛りだけで、建物は設けない型式(図1-1-2、写真2)。頂部に蓋をつけて内部を穴倉にし、芋の貯蔵や第二次大戦中の防空壕に利用した例もみられるが、もっぱら出水時の緊急避難のみを目的として

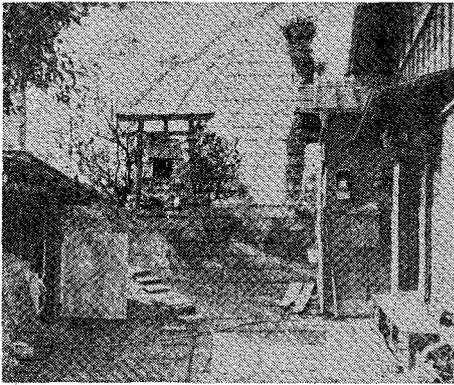


写真 2 II型の水塚

埼玉県志木市宗岡土盛りのみで建物を伴わない水塚。主屋の建て増しで土盛りが一部削られている。土盛り上の小祠は稲荷社(1976. 4.)。

おり、平常時においても物資の収納に利用できるI型に比べ、機能が限定されている。なお、本来I型であったものが、のちに上の建物を撤去され、土盛り部分のみが残って、結果的にII型と同様の外観を呈するようになった例も若干みられるが、この場合はI型に含める。

III型。主屋にのみ特別高い土盛りを施し、納屋や前庭のある面は一段低くなっている型式(図1—III)。住家式水塚あるいは水塚式住家とでもよぶべきもので、北川辺村ではみられなかった型式である。荒川流域においても、前二者に比べればきわめて少数であるが、新河岸川改修以降に成立した埼玉県和光市の新倉河岸集落には、この型式のものはいくつかみられる。

四、水塚の分布域および密集地域

荒川流域の水塚は、図2に示したように、河道と台地とのあいだに低地が続く右岸一帯に広く分布するが、左岸でも鴨川の合流点付近や、氾濫原が広く展開し、かつての堤外地に集落が発達した戸田市あたりでは、その分布が認められる。ただし、川口市に関しては、存在したか否かをまだ確認し得ていない。

右岸における分布範囲は、上流側は埼玉県大里郡大里村小泉まで、下流側は東京都北区浮間までであり、その



図 2 荒川流域の水塚分布域

中で特に吉見町（旧吉見領）、川島町（旧川島領）、それに志木市宗岡を中心として富士見市南畑から朝霞市下内間木にわたる地域にまとまった分布がみられる。ただし、川越市では、同市域南東部のごく一部を除いて、水塚の存在は確認されなかった。

上に挙げた吉見領、川島領、宗岡といった地域は、かつてそれぞれ独自に水防的共同体を発達させ、囲堤や横堤を構築して水害に備えていたところであり、洪水の発生原因も各地域で若干異なっている。

まず吉見領は、すぐ上流側のところで荒川の河床勾配が急に緩やかになり、大里村の河岸とともに、増水時には溢流を生じやすい地域である⁹⁾。特に台風襲来時に北東風が吹くと、雨雲が秩父の谷に吹き込み、上流に降雨をもたらすので増水するし、河水が右岸に吹き寄せられるため、溢水・破堤の危険が増す。そのため、この風向の風は「ウシトラカゼ」の名で恐れられている。

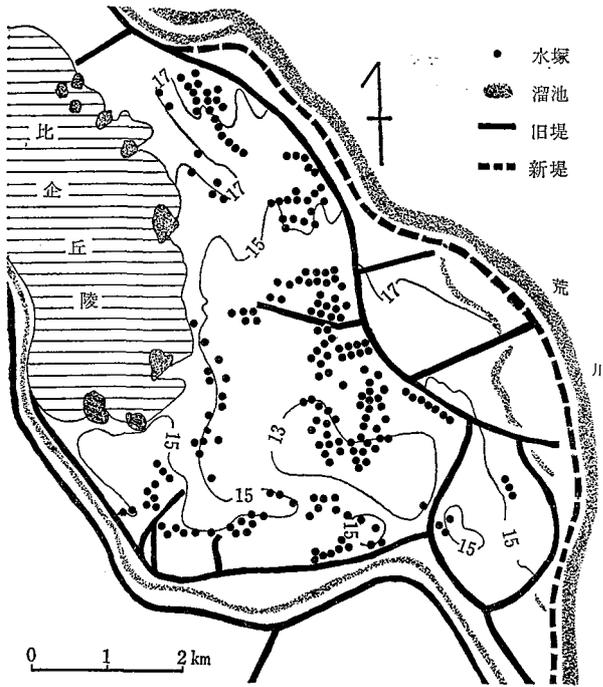


図3 吉見領における堤防と水塚の分布
(1979.8.調査, 等高線は中山正氏による)

荒川の氾濫による洪水は、さらに細かくみると、(一)上流の大里村方面で破堤・溢流した水が流下してくる場合、(二)領内における堤防が決壊する場合、(三)市ノ川の合流地点で増水し、逆流・溢水を生ずる場合(「サカサミズ」)の三通りがある。(一)の場合は、流下してくる水勢が強い上に、流木等も大量に伴ってくるため、領境や領内に横堤を築き、

(二)や(三)についても、囲堤を強化して備えを固めた。しかし、これによっても水害を完全に防ぐまでには至らず、却って領内の東部および南部は排水不良となり、出水のたびに長期の湛水を強いられるようになった。

古くからの集落は自然堤防の微高地上など比較的条件のよい土地に立地していたが、のちに新田開発が進むと、低湿で悪条件の土地へも集落が拡大し、それは大囲堤の外にまで及んだ。現存する水塚の分布をみると、東部および南部を中心に、自然堤防の縁辺部から低地にかけてのあたりに集中している様子が窺われる

(図3)。大囲堤の外に開発された新田集落は、特に流水に洗われることも多く、宅地の上流側(北側)を中心に、水制機能をもった「カマエボリ(構え濠)」の発達が著しい。

なお、この地域で特徴的な洪水のタイプに「地水(デミズ)」とよばれるものがある。これは、囲堤の構築によって生じた領内の用水不足を補うため、比企丘陵の開析谷の溪口を塞いで設けた多数の溜池の水が、集中豪雨によって溢れ出したり堰堤を破ったりして、低地を襲うものである。その流水で宅地や家屋に直接被害を生ずる範囲は限られていたが、やはり囲堤内の東部や南部では、湛水を生ずることがしばしばであった。

川島領は、もともと北を市ノ川、東を吉野川、南を入間川、西を都幾川・越辺川で囲まれた島状の低地であったため、前述のように、文祿年間には既に小規模な囲堤が存在し、慶長年間に伊奈忠次がこれを増築して、川島領大囲堤とした。その後、荒川の瀬替えにより水量が増加し、さらに河床も高くなって、洪水の危険が増大したため、慶安年間(一六四八〜五一)には、川越藩主松平定信が大囲堤の増強・補修をおこなっている。

この地域の洪水は、主として荒川の増水による堤防の決壊と、市ノ川・越辺川・都幾川・入間川の合流点での増水・逆流による氾濫である。『川島郷土史』(昭三六)の「川島領水害年表」(10)によれば、寛文十一年(一六七一)から昭和二二年(一九四七)までに生じた各川筋の破堤箇所の数、荒川通が三三、市ノ川通二七、入間川通三四、越辺川通九、都幾川通五である。吉見領の場合と同様、下流側の囲堤沿いをはじめとして、排水不良湛水常習の土地に形成された集落には、水塚が発達している。しかし、全体に集落は古い自然堤防上の比較的高所に立地しており、吉見領に比べると、水塚の発達はやや劣るし、平均の土盛り高も若干低くなっている。

宗岡を中心とした水塚密集地域は、瀬替え以後の荒川の氾濫と新河岸川の増水・逆流とが相まって、洪水が頻発

し、また長期の湛水に悩まされてきたところである。特に、このあたりまで潮汐の影響が及ぶため、満潮時に増水が重なると氾濫しやすかった。宗岡では惣囲堤(Ⅱ)や横堤を築造したが、それに伴って湛水の常習地が各所に形成された。寛政三年(一七九一)、同八年(一七九六)、弘化三年(一八四六)をはじめとして、一五日間、一カ月間といった長期湛水の記録も多い。また、宗岡北部に築造された佃堤をめぐって、上流側の南畑との間でしばしば論争がくり返されており、この横堤が南畑に湛水を強いる存在であったことが窺われる。

このように、洪水の発生には地域によって若干の差異がみられる。しかし、長期の湛水を伴うという点では、各地域に共通するものがある。また、上記Ⅱ型の水塚が南畑および宗岡以外では認められない(左岸では戸田市美女木で確認されている)という点を除けば、荒川中・下流域を通じて、水塚建物の規模や形態には、顕著な地域的差異はみられない。

五、水塚の規模

水塚の土盛りの高さは、荒川流域を通じてかなり差異が大きいが、吉見領のものが概して大規模である。吉見領でサンプル調査をおこなった三六戸の水塚のうち、約五五%にあたる二〇戸が、宅地面から一五〇〜二〇〇センチの土盛りを築いている。ただし、高いものは二六〇センチ、低いものは九〇センチ程度と、同領内でもかなり差がある。一般に南部や東部で高く、北西部の台地麓では低くなっている。ついで宗岡と川島領に高いものが多く、大半が宅地面から一二〇〜一六〇センチ程度の高さを示している。南畑の新河岸川沿いや和光市新倉河岸集落のものは、上記の地域に比べるとかなり低く、一メートルを下回るものが少なくない。

全体としてみると、荒川流域の水塚の土盛り高は、宅地面から二メートル以上というものは少なく、二メートル以上のものが七〇%を占める利根川中流域の場合⁽¹²⁾に比べ、かなり低い値を示している。なお、水田面からでは二メートルを下回るものはほとんどない。

水塚建物の規模は、二間×三間（六坪）の二階建というものが大半を占める。これは利根川中流域の北川辺村の場合とも共通しており、関東における水塚建物の標準的規模と考えられる⁽¹³⁾。富農の家で水塚式に築いた土蔵には、二・五間×三・五間程度のものも若干みられる。二間×三間を下回るものは、既存の建物が損壊したあとで仮小屋的に建設したものを除けば、ほとんど皆無といつてよい。

六、水塚建物の形態および平常時の使用状況

水塚建物は、前述のように、二間×三間の直屋・二階建のものが多し。屋根は、現存のものは瓦葺きの切妻型がほとんどであるが、改造以前には茅葺きのホーギョー（方形^レ寄棟）だったという例も多い。

壁は土壁であり、板倉はみられない。壁の構造は、外部に柱材を露出させた「柱出シ」^{ベンダシ}の形式と、柱材を塗り込めた大壁の形式とがあるが、後者が常時穀倉や貴重品収納庫として防火構造に意を用いているのに対して、後者は洪水以外の害に対する備えがやや薄く、かつ建物の格も一段低いものとみなされている。ただし、のちに外壁を補修する場合には、「柱出シ」のものを大壁の土蔵に改める例が多く、ここに水塚形式と土蔵形式という二通りの文化系統の接近融合がみられる。

なお、明治四三年（一九一〇）や昭和一三年（一九三八）のように、高水位の洪水で水塚建物の浸水を経験した家

では、外壁の下部に石材（主として凝灰岩類）や板をはって塗壁を補強したり、下に石材を入れて建物の腰を高くしている場合が多い。

開口部の面積は小さく抑えられており、外気の流通は少ない。

内部は、一階を穀倉および味噌部屋とし、二階にはたんす・長持・寝具等を収納するのが一般的である。名主屋敷などでは、いわゆる文庫蔵を水塚形式で建築している例もみられるが、これは特殊例といってよい。

壁際に扠櫃を作りつけておく例が若干みられるが、それ以外は、特に仕切りを設けて内部を分割した例は少ない。一階部分では、浸水に備えて俵一俵分くらいの高さで棚を設け、その上に穀物を載せておくようにした例が多いが、これも前述の大洪水の経験から生まれた措置である。内部空間が不足の場合には、外にさしかけや板囲いを施して、味噌部屋や道具小屋などを増設することも多い。また、前述したⅡ型の水塚の場合と同様、水塚建物の床下に穴を掘り込んで、土盛りの中を穴倉にし、芋の貯蔵や防空壕に利用した例もみられる。これは、低湿地で地下水位が浅く、普通の宅地面にこのような地下塚を掘るには難があるためと考えられる。

なお、この地域の水塚は、主屋の損壊等で応急的に住家化したもの以外には、炊事設備を施したものがみられず、その点が濃尾輪中の「水屋」の場合と異なっている。また、利根川流域で若干みられる便所を備えた水塚もこの荒川流域では見出されなかった。非常時の飲料水は四斗樽に汲んで確保し、炊事は、必要な場合には、火鉢や七輪を運び上げておこなった。便所も、必要に応じて、樽の上に板をわたした程度の仮設的なもので済ませた。

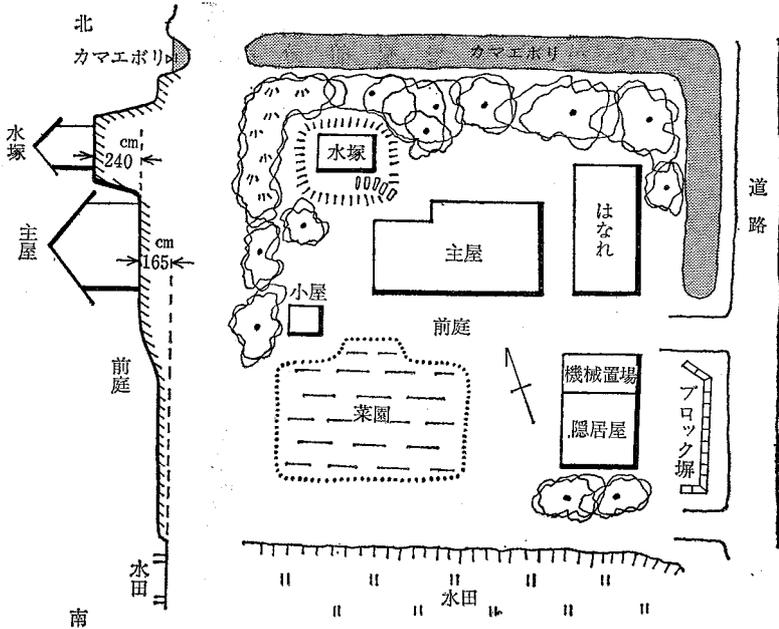


図4 水塚所有農家の宅地見取図(右)および断面模式図(左)

(吉見町万光寺 1979.7.)

宅地後方のカマエボリの一部は現在ブロック塀に変わっているが、聞きとりにより、かつての濠の位置を復元した。

七 宅地内における水塚の位置

この地域の水塚は、概して宅地の北ないし北西隅に置かれている。主屋は通常前庭の北辺にあって南面しているので、主屋からみれば後方もしくは左方が多く、直接前庭を圍繞する位置を与えられることは少ない(図4)。こうした傾向は、一般の土蔵や納屋が前庭の縁辺に置かれるのと比較される。ただし、名主屋敷などで土蔵を水塚形式にしている場合は、前庭の一隅(宅地の南寄り)に設ける例もみられる。

水塚をこのような位置に設けるのは、出水時の水制や冬季の季節風に対する防風といった機能を重視した

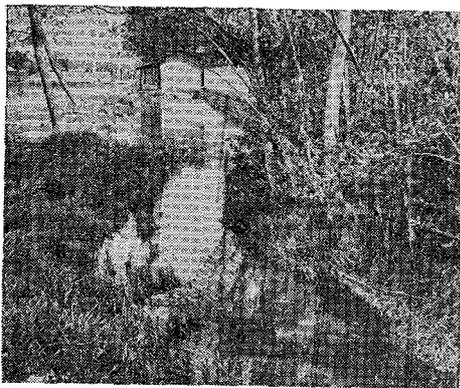


写真 3 カマエボリ (構え濠)
(吉見町荒子 1979. 4.)

ものと考えられる。

水塚周辺に植え込まれたケヤキ、カシ、スギ等の屋敷林もこれらの機能を助けており、防風のほか、洪水時の流木等を阻止したり宅地土盛りの崩壊を防いだりするのに効果がある。

なお、一度は宅地の北東隅に設けながら、「丑寅（ウシトラ）の鬼門にあたる方角だから」という理由で撤去し、北西隅に新たに作り直したという例もみられる。

八、水塚の付帯設備

水塚の周辺には、これを保護・補強し、水防機能の一端を担う設備が、いくつか付帯している。

宅地周辺で土盛り用の土を採取した跡が濠をなしているものは、「カマエボリ（構え濠）」とよばれ、洪水の際の水流が宅地に激突する勢いを緩和する役割を果たすといわれる（写真3）。名主屋敷などでは宅地の周囲に環濠をなしている例もみられるが、一般には宅地の背後（上流側）にめぐらしていることが多い。ただし、その位置に多いのは、そこが建物や屋敷林によって日陰になり、耕地には適さないからという面もある。自家の所有耕地のうちで、他家に隣接して日陰になるような所から土砂を採取したあとが濠のようになることもある。

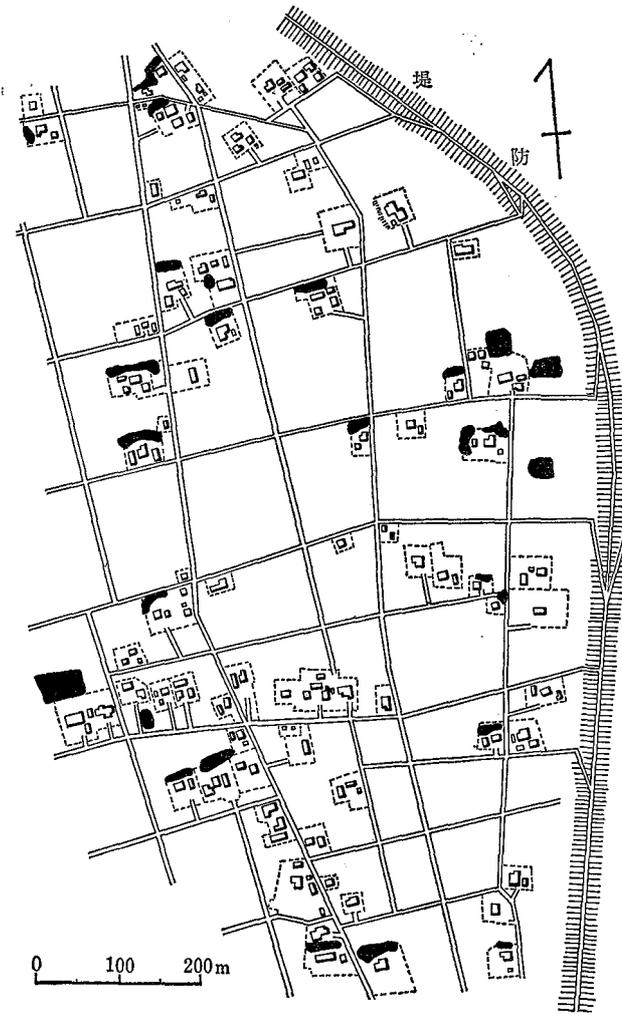


図5 吉見領旧堤外地の新田集落における宅地とカマエボリ
 (吉見町発行2,500分の1地図より図化)

ため、ある宅地に隣接して濠が存在していても、その濠が必ずしもその宅地に付属しないという場合も少なくない。その場合は「カマエボリ」としては意識されないが、結果的に同様の機能を果たすものといえる。

なお、特に水制という効果をもたず、濠のような外観も呈していない小規模な窪地に水が溜まったものは、「エケ

ス（生簀いけすの転か）」などとよばれる。また、水田の間に点在する島畑をつぶして、その土を土盛り用に充てた例も多く、その場合には別に濠や窪地は残していない。

カマエボリは、特に吉見領の旧堤外地に成立した新田集落において、その発達が著しい（図5）。

水塚の土盛り部分およびその周辺には、ケヤキ、カシ、スギ、タケなどの樹木が植え込まれている。これらは、樹根による土盛りの固定、水塚建物や主屋に対する防風、流水等の流入防止といった機能を果たしている。さらに、洪水時には、土盛り上に運び上げた稲架用材や樽などを縛りとめて、それらの流失を防ぐこともあった。そのほかにタケは竹箒の材料に利用され、また、吉見領では、シュロを植えて、シュロ縄の材料を得ていた例も多い。

一般に宅地後方の屋敷林は剪定を施していないが、建物のまわりや宅地の南側には、軒の高さくらいに着葉部分を刈りそろえたカシグネがみられる。これは火災時の延焼防止の効果を考慮したものであるが、幹の部分はやはり建物や物資の流失防止の機能も備えている。

土盛り部分への石積みは、あまり発達していない。土盛りの斜面が直接道路に面していたり、他の建物に著しく近接していたりする場合に、その部分にのみ石積みを施す程度で、その他の部分の斜面の保全には、もっぱら植生を利用している。

吉見領や川島領には、養蚕に由来する赤城型屋根の一変型としての切り落とし屋根正面の（平ひらの部分）を切り落とすタイプ（ハ）の中二階や二階の主屋が分布しており、床上までの湛水が続いている間は、その中二階や二階に起居するほか、緊急時の脱出口として、その部分の窓を利用することもあった。また、天井裏には鎌を用意しておき、それで屋根の茅を切り破って脱出できるようにしていた。

出水時の避難や湛水期間中の生活物資の補給・人員の往来には、舟が用いられた。この舟は「アゲブネ」「テンマ」、あるいは単に「フネ」とよばれ、平常時には主屋や納屋の軒下、土間の梁などに吊るしておかれた。利根川中流域の水塚の場合には、この舟をこぎ寄せる場所という意味で、水塚の土盛りを舟塚フネツカとよぶこともあったが⁽¹⁶⁾、荒川流域ではそういう例は認められなかった。

九、水塚の建設年代および水塚の盛衰

この地域で水塚が建設されるようになったのは、近世以降のことなのか、あるいはそれ以前から存在していたのか、今のところ明らかではない。しかし、宗岡における佃堤は、直線的でなく、既存の宅地水塚を繋いで構築されたことを示すように屈曲しており、その基節点となった宅地・水塚の位置は、定杭の設置地点（五カ所）に相当している。佃堤の正確な構築年代は不明であるが⁽¹⁶⁾、野火止水の水が「いろは樋」で新河岸川を越えて宗岡に引かれたのは、佃堤および荒川・新河岸川沿いの佃堤が形成されるに及んで、灌漑用水の不足を痛感するようになったからである。「いろは樋」の架設年代について、『新編武蔵風土記稿』には、松平美濃守の川越城主在任中とも、秋元但馬守の時代とも、万治二年（一六五九）とも記され、また、宗岡の白井氏治水碑には寛文二年（一六六二）とあって、正保元年（一六四四）に宗岡村の地頭となった旗本岡部忠直の家臣白井武左衛門により架設されたとも伝えられるなど、明確ではないが、一七世紀の中頃であることは確かである⁽¹⁷⁾。したがって、少なくとも一七世紀中期以前には水塚が存在していたものと考えられる。この点について正確なところは、今後の研究に待つべきものである。

現存する水塚は、明治維新前に築造されたものも多く、大半は明治四三年（一九一〇）の大洪水以前からのもので

あるが、この洪水の経験をもとに改築補強あるいは新設されたものも少なくない。しかし、昭和二二年（一九四七）のカスリン台風以降に新設された水塚はほとんど皆無である。これは、明治以降、欧米の近代的治水土木技術を取り入れた河川改修事業の進捗によって氾濫の危険が減じたとともに、主屋自体の水防構造が向上して、水塚の必要性が薄れてきたことが背景となっている。

吉見領の場合、明治四三年の大洪水では、主屋の梁まで浸水し、水塚建物も下半分が浸水したものが多かったといえ、水塚の効果はかなり大きかった。しかし、その後、一階の梁までを二〇尺とした新築住家が増加し、さらに二階を上げるのが定法となった⁽¹⁸⁾。対岸の鴻巣市箕田でも、古い住家は柱が八〜九尺のものが一般的であったが、第二次大戦中ないしその後から一三〜一六尺以上のものが普及したという記録がある⁽¹⁹⁾。住家におけるこのような変化が、水塚の意義の低下に結びついていったものと考えられる。

また、第二次大戦後進められた農地改革も、それまでの地主層・本百姓層の穀倉としての水塚の意義を失わせ、水塚減少の一因をなしたものといえよう。

一〇、むすび

洪水の頻発地域においては、(一)宅地全体の土盛り、(二)主屋（住家）の水防的構造、(三)避難用建物の構築、(四)広域的な堤防囲繞という四段階の水防措置が講じられているが、そのうちで(四)の堤防囲繞は、本来住居を防護し、住家・住居の機能を外郭から援護するものである⁽²⁰⁾。ところが、堤防の構築・囲繞の形成によって、破堤による洪水という洪水状態の変化が生じ、さらに排水不良・湛水という新たな状態の水害が発生し、累加された結果、これへの対応に

も迫られることになり、土盛りの増強や水塚の築造など、(一) (二)の強化が図られるようになる。すなわち、宅地の土盛りの高さとか水塚の分布といった問題は、その地域におけるこれら累積された水害状態との関連において理解される。荒川流域における囲堤および水塚の発達過程はその好例である。

一方、この地域の水塚を機能の面でさらに細かくみると、基本的には洪水時における人員および家財・食糧の避難施設という性格をもっているが、主として相当量の米穀を貯蔵する安全な収納場所の確保という要請によるところが大きい。このことは、この地域の水塚が、他地域の場合と同様、旧地主層・本百姓層に展開したものであったことを示している。

すなわち、荒川流域の水塚は、近世における階層分化した農村社会を背景としながら、洪水頻発地域に安全な居住空間が組織されていく過程で発達した一つの住居形態であったとみることができよう。

明治以降、新しい治水土木技術の導入で洪水の危険は減少し、住家そのものの水防的構造の向上、さらに水塚の所有者たる旧地主層の解体等が加わって、水塚はその意義を失い、減少・消滅の過程をたどっている。ただし、その効用を今なお現実のものとして受けとめる住民によって、なかば化石化したながらも、存続している例が認められる。

それにしても、荒川流域にこのような水防史を現出させた「瀬替え」が、「治水」という面では、どの意義をもちえたかについては、疑問も残る。断続的な低い堤防による頻繁な溢水や随所に設けた遊水池、広くかつ蛇行した河道などを利用して、流勢を緩和することを特徴とする「伊奈流」の方式をとりつつ、荒川を勾配の緩い新河道に導いたこの河川改修事業は、一方において、舟の漕行を容易にし、舟運の整備に寄与した。その点からは、この「瀬替え」は「治水」を第二義的な課題とし、むしろ江戸への米および諸物資の舟運輸送のための関東における水路整備という

江戸幕府初期の河川政策の所産だったのではないかという可能性も想定されるのである。

最後に、この調査にご高配とご援助を賜わった和光市中央公民館長永長海晃氏、吉見町総務課長石黒範男氏、埼玉大学教授中山正民氏、吉見町無量寺住職島本杏海氏、志木市文化財保護委員長池ノ内好次郎氏、同市宗岡第三小学校教諭宮野和明氏、富士見市井田実氏などの方々に厚く謝意を表する。また、現地調査にあたって、実測・聞きとりに快く応じて下さった方々に心からお礼申し上げる。

注

- (1) 佐藤甚次郎(一九六三) 利根川流域の水塚について——埼玉県北川辺村の調査を中心として——「新地理」一一巻一号」二五—三八頁
- (2) 東北地理学会・歴史地理学会一九七九年度春季学術大会(於仙台)にて発表。
- (3) 「むさしの国いるま河のほとりに大きなつつみをつき、水をふせきて、そのうちに田はたけをつくりつつ在家おほくむらかりいたるところありけり。…(後略)『改定史籍集覧』 二三冊 八二—八五頁
- (4) 『埼玉県史』五巻(一九三六) 三七—六頁
- (5) 中川水系農業水利調査事務所編(一九六〇)『中川水系領域誌(流域の成り立ちと水利の歴史)』一六—二三頁
- (6) 戸田市美女木では、牛馬の避難にも用いたという例がみられる。なお、埼玉県鷲宮町では、同様の土盛り部分を「ミズゴ」とよんでいる。
- (7) 同様の施設に対し、濃尾輪中や筑後川流域の「水屋(ミズヤ)」、信濃川流域の「水倉(ミズクラ)」、淀川下流域の「段蔵(ダングラ)」、多摩川下流の「倉屋(クラヤ)」など、いくつかの地方名が存在する。
- (8) 前掲(1) 二七頁
- (9) 栗田竹雄(一九五九) 荒川中流の洪水について 「秩父自然科学博物館報告」九号 一五—三二頁

- (10) 川島村教育委員会編（一九六一）『川島郷土史』 二四三―二四六頁
- (11) 宗岡では田堤内を「ウチゴ」とよぶ。これは「内郷」の意と思われる。
- (12) 前掲（1） 三二頁
- (13) 前掲（1） 三三頁
- (14) 佐藤甚次郎（一九五五）埼玉県箕田村の自然的基礎と住の気候環境 『農家生活の家政学的総合実態調査報告』（日本女子大学紀要三・四号） 一四六―一五〇頁。なお、このように平^らを切り落とした屋根を、埼玉県の東部低地では「セガイ造」とよんでいる。前掲（1） 三〇頁
- (15) 前掲（1） 三二―三三頁
- (16) 松平伊豆守信綱（寛永一六一―寛文二）によると推定する説もある。井田実（一九七六）佃堤築造年代と紛争のあしあと「郷土志木」五号 二二―二五頁
- (17) 志木市教育委員会編（一九七八）『志木市郷土誌』 九二―九四頁
- (18) 一九六〇年の聞きとり調査による。
- (19) 前掲（14） 一四七頁
- (20) 佐藤甚次郎（一九七六）『生活文化と土地柄』 三四―三五頁